

(第2期)

第3回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成28年 2月 8日(月)

午後1時30分～4時00分

Mウイング 4-4 会議室

出席委員15名

青木敏和委員、荒牧重人委員、豊嶋さおり委員、西森尚己委員、森本遼委員
矢崎久委員、小口浩司委員、西口恵理子委員、小口雅江委員、平塚綾子委員
笠原幸一委員、黒田文雄委員、若狭登志彦委員、臼井和夫委員、神津ゆかり委員

【課長】

それでは、第3回子どもにやさしいまちづくり委員会をはじめさせていただきます。本日は全員の委員のみなさんにお出席いただいております。私、司会を務めます、こども育成課長の山口洋明と申します。まずはじめに、会長からごあいさつをお願いします。

【会長】

昨日一昨日と、多様な学び実践研究フォーラムが東京でありました。その中で、韓国光州市の学校外青少年支援センターの李センター長に講演してもらいました。韓国は学校外での青少年の支援をする法律があります。日本でも不登校や夜間学校の支援をする多様な教育の機会を確保するための法案が、おそらく、今通常国会にかけられて成立する可能性が高いですが、日本の場合は学校の補完として位置づけています。しかし、韓国の場合は正にオルタナティブで学びの場として、学校外支援を認可型、委託型、NPO型など、いくつか取り組んでいますが、いずれも支援センターが支援しています。そのセンター長が来て、講演しました。この方は、ずっと民間で取り組んでいた人ですが、現在、センター長になっています。韓国は、教師の教育権限を保障したり、サポートするための条例を作っています。さらに学校外の青少年の条例も作っています。そうして、不登校の子ども、高校を中退したりしている子どもの学ぶ権利を保障しています。その支援センターは居場所や学びに取り組んでいて、自主的な学びのプログラムの開発や教員スタッフの研修、自立のための労働の場としています。そういう話をしてもらいました。もともと、日本の子どもの権利条例が影響を与えていましたが、韓国の教育長は選挙で選び、予算執行権も持っています。

松本は、まち全体で子どもの育ちを支えていくという取り組みをしているので、韓国の取り組みにも学びながら、子どもの居場所としてだけでなく、自立していくための場所として学びの場につなげていく。これは、条例においても規定されているので参考になるかと思い、この話をしました。

今日の議題である居場所というのは、広い概念で、使う人によって様々な使われ方がありますが、子どもの権利を実現するという観点で考えていこうということで条例になっています。

今日はよろしくお願いします。

【課長】

会議事項に入る前に、はじめての委員さんを紹介します。小口浩司委員さん、臼井和夫委員さんです。それではお二人から、自己紹介をお願いします。

《自己紹介》

【課長】

それでは、会議事項に入ります。施行規則により会長が議長となりますので、よろしくお願いします。

【会長】

では、事務局から報告事項1「第1期まつもと子ども未来委員会活動報告集の発行と第2期委員募集について」をお願いします。

《事務局報告》

【会長】

第2期の未来委員の応募が現在10名とありましたが、継続の方はどの位いますか。

【事務局】

7名ほどいます。そのほか、第1期に活動した委員の兄弟姉妹もいます。

【会長】

いいですね。特に、委員会をいろんな場所でやったこともすごくいいですね。非常に重要な委員会で可能性を持っていますので、引き続き実施してほしいと思います。

他、よろしいですか。では、報告事項2「平成27年度松本市子どもの権利アンケートの実施について」をお願いします。

《事務局報告》

【会長】

アンケートについていかがですか。2年に一度ということで、事務局は通常業務を行いながら集約するので非常に大変ではありますが、とても貴重な資料となります。結果を分析することにより子どものところに施策がどのように届いているのかということを検証する重要な資料です。自由記述も子どもは、熱心書いてくれるので貴重な資料となります。おそらく次回の委員会で結果が出され、検討していくことになろうかと思います。

よろしいですか。それでは、報告事項3「なんぷくプラザ（松本市南部福祉複合施設）の開所について」をお願いします。

《こども福祉課報告》

【会長】

委員の皆さん、いかがでしょうか。

【委員】

先ほどの報告事項（１）の未来委員会のことですが、いいでしょうか。

立派な活動報告集ですが、費用の関係でしょうか。写真が白黒です。ホームページに掲載していると報告がありましたが、ホームページはカラーでしょうか。

【事務局】

ホームページはカラーです。

【委員】

今後は、ホームページにアクセスできるようにＱＲコードを載せることなども検討されると良いと思います。

【会長】

ぜひ、検討してみてください。他、どうですか。

【委員】

報告事項（３）のことです。これから、外回りの工事をやるということでしたが、駐車場は確保されるのでしょうか。

【こども福祉課】

はい。駐車場は確保します。現在、仮設の南部保健センター、現場事務所の場所も駐車場として整備予定ですが、市民の皆様には、今が一番ご迷惑をかけている時期になっています。

【委員】

なんなんひろばの駐車場を使うことも多いのですが、横断歩道の場所をもうちょっと考えてほしいと思っています。

【会長】

あるぷキッズ支援ですが、条例をつくるときにこの委員会でも、とても重要な取り組みだと議論してきました。いわゆる発達障害の子どもたちへの支援のモデルとなるもので、期待しています。

【委員】

私も、とてもこの事業に関心を寄せています。先駆的なとりくみで、今後に期待しています。周知も充分されていると思いますが、実績や、実際どんなことをやってきているのか、どういう成果が出ているか、また、困難を抱えている保護者の方の声など、今後、個人情報に関わらない出せる部分だけでも、市民に分かるように伝えていただきたいと思います。

【委員】

2点質問します。1点目は、あるぷキッズ支援室の事務室で勤務されるのは、関わる職員全員なのかということ。2点目は、あそびの教室を拡大しようという考えがあったかと思いますが、遊びの教室は3階の療育室だけで行われるのか、場合によっては2階の保健センターも使うのか、教えていただきたい。

【こども福祉課】

事務室にはこの事業に関わる職員がいますが、年度内は教育文化センターに2名残っています。4月からは全員がそろって事業を行うことになります。

遊びの教室は3階だけで行います。今、受け入れ人数を増やすために、1日に二つの教室を行うことを検討しています。

【委員】

この事業の拡大を望んでいます。というのは虐待の関係になりますが、これから5年くらいかけて制度が変わっていく中で、在宅で通所支援という措置を行い、それに沿って支援をしていただくという制度ができてくるとの話もあります。発達障害のお子さんは虐待のリスクが高いということもありますが、そういうお子さんや保護者に、「あるぷキッズ支援室を利用しなさい」という措置を出さなくてはならないということも出てくると思われます。

そういったときに、このようなところがきちんと受けていただけるということは、松本市の子どもの安心・安全を確保するための大きな役割となります。

【こども福祉課】

過去にも虐待のケースで、教室で受け入れたことも何ケースかあります。それは、母子支援型といい、お子さんには発達上の問題はないが、母親に何らかの育児上の問題があるというケースでした。そうしたときは、児相の方やケースワーカーと連携をとり、支援会議を行ったりしながら支援してきました。しかし、どうしても集団で行うことなので、そこになじまない方も出てきます。そうした場合は、相談しながらやっていきます。

【委員】

今までは、保護者の方の理解を得て支援するやり方であったと思いますが、今後は行政命令として措置して枠づけることもあり得るということで、発言させていただきました。

【会長】

期待は大きい事業です。先ほどもありましたが、行政全体で、せっかくいい取り組みをしている部分があるのに、なかなか、当事者や市民に伝わらないというところを意識して、「発信していく」ということを改めてお願いします。

他、よろしいですか。

それでは、協議事項に移ります。今日は居場所のことが議題です。施策の方向5、条例第13条で規定している居場所づくりの推進、環境づくりの推進です。

松本市が子ども施策で取り組むことはたくさんあります。今回の計画の中でも、従来の取り組みが上

げられている部分がたくさんありますが、子どもの権利条例ができたことによって、これまでの取り組みのどこが、どのように進展するのか、そういう意識がないまま、従来の認識のままだといけない。そういう意識、視点を常にもっていなければなりません。

例えば推進施策1の「児童館・児童センターの中高生の居場所づくりを推進します」というのは、すでに実施しています。条例ができる前からやっていますが、条例ができたことによって、より、意識する部分が「主体である子ども」ということ、「子どもの意見表明、参加を大事にする」ということ、「居場所が子どもたちの意見を聞く」、「運営等に関わることができているのかどうか」ということが問題になってきます。

また、「不登校の子どもの居場所を支援します」といったときに、不登校の問題を教育政策の問題と捉えると不十分です。条例ができたことによって、不登校の子どもたちの視点から、学ぶ権利、育つ権利をどうやって、居場所で確保するのかということです。松本市では、「中間教室で指導員が学校や家庭と連携し、子どもの居場所を確保するとともに学校への復帰を含め社会的自立に向けて支援する」としています。これは文科省の方針とは少し違います。まず、「子どもたちの居場所」ということで確保します。子どもたちが安心して自分を取り戻すということを基本にしています。学校復帰も一つの重要な選択肢としています。学校復帰を基本にしているのではなく、学校復帰を含め、社会的な自立に向けて支援するとしています。こういったところは、従来の不登校対策から進展させています。そういったことを計画の中では意識しています。

家庭や学校を居場所として過ごしやすいするためには、保護者や教職員に対して、子どもの権利について広報したり、研修に努めていくことも盛り込んでいます。条例の理念を実現するという計画になっています。

条例を作ったとき、決して松本市は、子どものことについてやっていないわけではありませんでした。先進的にやっていることもたくさんありました。しかし、さらにそれを進めるために条例を作って、「まち全体で子どもの育ちを支えていこう」、「子どもにやさしいまちづくりをしていこう」としたので、この条例ができたことによって、従来の取り組みがどのように進展したか、ということを委員会でも見ていきたいと思っています。

だから、「ここが課題だ」ということだけにしないで、「条例によってどういうところが進展したか」ということを私たちも見たうえで、次の課題を探っていくという考え方で進めていきたいと思っています。

それでは、こども育成課からお願いします。

《事務局説明》

【会長】

委員さん、はぐルッポの関係で説明をお願いします。

【委員】

27年度の利用者数は26年度を既に超えていて、更に増え続けています。

私たちは、「学校へ戻る」ということを目的としてはいません。その子自身が、自分の力で、一歩前に踏み出すことへの支援をしようということでやっています。

例えば、はぐルッポのデイキャンプは、子どもが、「こんなことをやってみたい」というものを実現したものです。他にも、「卒業式には出られないけれど、ここで卒業パーティーをやってもらえないか

な」という声があつて、パーティーを企画したりしました。はぐルッポの旅行も、「修学旅行に行ったことがなく、一緒に旅行に行きたい」という声があつて計画しました。

このように、子どもたちから湧き上がってきた力を私たちが形にしているという活動をしています。現在はだんだんやることが増えてきています。

はぐルッポの活動を他の人にも知ってもらいたいと、今年度は、「はぐルッポ通信」を作り、保護者や関係機関に配り、はぐまつの中でも掲載して、多くの皆さんに見てもらえるようにしています。

また、保護者から、「他の保護者と話がしたい」とか、「話を聞きたい」ということで、私たちも勉強したいという気持ちが強くなったので、2ヶ月に一度勉強会を開いています。そこには、例えば、W I S Hの方に来てもらって、発達障害について学んだり、学校の校長先生に来てもらって、学校の現状を聞いたり、そのあとで親御さんと先生と懇談をしたりしました。

最近のことですが、最初は、蚊の鳴くような声であつた子どもたちが、すごく元気になってきています。元気になると、「勉強の遅れを取り戻したい」、「勉強したい」という子が出てきました。でも、みんなが遊んでいるところでは、勉強したくないということで、月に1回はぐルッポでスタディ、「はぐすた」というものを計画して、月に1回は、はぐルッポで勉強だけをする日というものを計画しました。はぐルッポの場所は、信大のすぐ裏ですが、学生が川で遊びに来ていたときに、はぐルッポの子どもと行き会って、話をして、学生さんも数人手伝いに来てくれるようになりました。「はぐすた」も学生さんたちが、できることがないかということで、一緒に勉強を教えてくれることになりました。

このように子どもたちのやる気、元気、エネルギーが回復して、結果として、学校へ行ってみようかなという気持ちになってきた子も増えてきているかなと思います。

子どもたちに、その子に合ったやり方でやっていくことで、「こういう場所だ」という決まりもなくやっていきたいと思っています。

現在、小学生が12名、中学生が7名、高校生が1名ですが、随時10名位の子が来ています。教員住宅で6畳二間と事務室がありますが、目いっぱいな状況です。支援員もほぼボランティアで来ていただいています。なかなか人数を増やすことができてなくて、その部分が悩みだと思っています。

【会長】

ありがとうございました。今年は、行政とともにこの計画を進めるためには、どうしたらよいかということ話を話し合っていきます。来年度は本格的に検証ということになります。

委員のみなさん、いかがでしょうか。

【委員】

つどいの広場のことで質問です。

島内児童センターは、地区内に小宮プラザがあるから、つどいの広場が開所出来ないと聞きました。しかし、島内は人口が多く、未就園児も非常に多く、小宮プラザだけでは狭いので、「児童センターにつどいの広場を開所してほしい」という意見が多いのですが、プラザのある地区には、つどいの広場が開所できないという決まりがあるので出来ないと聞かれたと、聞きました。そこは、ニーズに応じて開所していただけないのでしょうか。

【事務局】

条例でそのように規定しているわけではありません。

これは、次世代育成支援行動計画で、最終的に21箇所にするという目標を立てて進めてきました。地域の事情などが変わってきていますので、要望をいただいていることも存じています。今朝もちょうどその話をさせていただいたところですが、今後はニーズを見ながら検討していくということで、この計画どおりで終わりということではありません。

【委員】

地域の要望がたくさんあったりした場合は、可能性があるということですか。

【事務局】

はい。

【委員】

私も、中間教室に通っている親御さんからの相談を受けていたことがあります。そのなかでよく聞いたのは、「どこに相談したら良いのか分からない」ということです。そうしているうちに半年、1年、2年と時間が経ち、保育園から小学校、中学校と体は成長しますが、体と心のバランスが上手くいかず、「どこに相談していいか」と学校に相談しても、先生方も「よく分からない」ということが多いと聞きました。

はぐルッポの取り組みは初めて知りました。こうしたことは、子どもさんも親御さんも、何がきっかけで、どこで癒されるか分からないものです。医療の部分もありますが、そこで全部出来るかということそれは、難しい。何がきっかけで変わるか分からないということからすると、そこまでたどり着けるように、いろいろされているとは思いますが、さきほどのQRコードではありませんが、アクセスの仕方などについても検討してほしいと思います。

【委員】

中高生の居場所づくりについて発言します。

あがた児童センターのある地区の育成会長をやっているので、運営委員長になっています。

開設当初は、中学生が食べ物を持ち込んだり、利用のうえで、いろいろトラブルがありましたが、運営委員会をやって、今、中学生・高校生の利用はとても健全になっています。

また、児童センターの2階にはエクセラン高校の美術部の生徒さん、先生の描かれた、すばらしい絵が飾ってあります。このような雰囲気作りはいいなと思っています。

このあがた児童センターの中高生の居場所がモデルとなって、広がっていくことを期待します。もっとこのような場所を広げてほしいと思います。

【委員】

「発達障害」というキーワードで何回か発言がありました。私もその部分に関しては、多少、守備範囲であるので申し上げますと、発達上の問題、障害というのは、学年齢が上がるにつれてできることが少なくなっていくと思います。それまでに受けたマイナスの体験が、二次的、三次的な障害となって出てくる場合があります。だから、そういうことを考えると、保育園、小学生の時期に過ごす「児童館・児童センターの果たす役割」というのはかなり重要だろうと思います。

学校には相談できないが、市でやっている様々な施設であれば相談できるということもあるだろうか

ら児童館・児童センターなどで、こういうときにはこういう相談ができるといったような案内をしているのかということについて、お聞きしたい。

【事務局】

発達障害の課題につきましては、委員さんからも不登校に関する話がありました。信州大学の本田先生が専門家でいらっしゃいますが、数年前に出現率の調査をしていただきました。その中では、5%位が確定の発達障害で、13%位が疑いのある方ということでございました。合わせると18%という高い出現率であると、客観的なデータでいただいています。

そのうえで、委員さんからのご質問に対してのお答えです。

乳幼児の検診を保健センターでやっておりますが、気になる方は保健師、あるいは小児科医の先生のチェックが入りますので、そこでパンフレットをお渡ししたりしています。

少し前までは、保護者が子どもの障害を認めたくないという意識が強かったかと思います。先週末に保育園に就園するために加配の保育士・看護師をどのくらい配置すればいいかということを検討する場で、保健師に聞いてみたら、最近の保護者は、情報が行き渡ってきたのか、お話すれば受け入れてくれるケースが増えてきたと聞いています。親御さんが受け入れてくれないと子どもさんは療育も受けられないので、各保健センターではパンフレットなどお渡ししながら働きかけをしておりますが、保護者がどうやって受け入れてくれるかというのが課題だと思っております。

それから、学校に聞くと、「分からない」と言われてしまったということでした。反省すべき点として、学校にそうした相談があったときには担当につなげるようにしてまいりたいと思います。そこは、お約束いたします。

【こども福祉課】

あるぷキッズ支援事業は、小さいお子さんを対象にしています。始まりが、乳幼児健診からの事業でしたので、保育園、小学校低学年を中心に対応しています。親御さんに自分のお子さんの状態を理解していただくようにしていますが、診断名がつくことに抵抗感をもたれる方もいるので、あまり診断名にこだわらず、「こういう特性があるお子さんだからこういう工夫をすると上手くいく」ということを伝えていくようにしています。

委員さんから言われたように、小さいうちから親御さんがきちんと見ていると、いい形で集団に入って行けたり、そのお子さんのための支援を受けられたりするケースが多いと思うので、早めに、「ちょっと心配かな」というだけでも相談機関につながるようにしていきたいと思って対応しています。

しかし、学校に入ってから、高学年になってから発見され、相談に見えられることもあるので、そうしたところがこれからの課題だと思います。

【委員】

はぐルッポのことで発言します。

子どもさんの意見を聞きながらやっていくということですが、利用するお子さんが増えてきているということも言われました。ここで、利用するお子さんが増えると、それまで、はぐルッポが居場所だったのに居づらくなってしまう、というお子さんが出てくるのではないかという心配があります。

そういうお子さんがいるかも知れない、ということ踏まえて、居場所のことを考えていくことも大事だと思います。「利用者がこれだけ多くなりました」という報告がありますが、そうするとそこが利

用できなくなるお子さんもいるということを考えていかななくてはならないと思います。

【会長】

非常に重要なご指摘だと思います。

【委員】

はぐルッポに来たときには、「中学を卒業したら僕は死ぬからいいんだ」と言っていた子がいました。その子は、大人となら関係を作って話ができる子でした。ずっと、一対一で対応していたら、とても元気になってきて、学校へ行けるようになってきました。すると、その子が「高校へ行きたい」というようになりました。今、その子は、中学3年生で受験勉強をしています。がやがやしているところがすごく苦手な子なので注意して見ています。ただ、その子に合った環境をがやがやした中でも作れるので、そうしたことが重要だと思います。

また、保護者が相談に来ることがとても多いです。学校から「発達障害なので病院へ行くように言われ、真っ暗になってしまった」という保護者もありますし、「学校に行けなくなった」と悩んでしまう保護者もあります。そういう保護者の支援もしています。

はぐルッポも、はぐルッポだけでやっていくのではなくて、学校や病院やいろいろなところと連携をとって、こころの鈴にも紹介したこともありますし、中間教室が合うかもしれないということで、中間教室へ通っている子もいます。子どもが、自分の行ける場所をもっと選べるようになればいいなと思います。

【委員】

はぐルッポのような居場所がもっとあって、子どもが選べるようになればいいと思います。この、利用者数からすると学校へ通えていないお子さんは潜在的にもっといるはずなので、その子たちは、「どこへ行ったらいいか分からない」という状況だと思います。そうしたときに、他の施設などを紹介する仕組みができればいいと思います。だから、目標値は延利用人数だけでなく、そのような仕組みをつくっていくことも大事だと思います。

【委員】

はぐルッポに来ていて中学を卒業し高校に入った子で、ドロップアウトしてしまい、今は、夜、居酒屋でアルバイトをしている子がいます。どうしても、はぐルッポでは、小学校中学校のお子さんを主にやっていて、それより上のお子さんは、なかなか見てあげることができません。

中学を卒業して高校へ行けない、高校へ行ってもドロップアウトしてしまうお子さんに紹介する場所がないのです。まちかど保健室などもありますが、合う合わないということもあります。他に紹介できるところがあれば、そういうところとも連携ができるのですが、なかなかできていない現状です。15歳から39歳までのところの部分の支援が足りないということが言えると思います。

【会長】

自治体施策の重要な点は、国は数字や大きな事件で動きますが、自治体施策は、「具体的にそこにいる子どもや地域の人の状況でふさわしい施策をとれる」というところに意味があります。だから、出ている実態に合わせていってほしいと思います。

計画を作るときには、はぐルッポをモデルケースにしようということでした。実際、モデル的な活動をしているが、スタッフのボランティア的なところで運営しています。既に、カフェとか学習支援とか取り組みを広げていますが、このまま行くとパンクしてしまいます。

子どもたちに合わせると、どんどん広がって行きます。それにも関わらず、サポートが変わらないと、やっているスタッフはパンクしてしまいます。それでは、二重三重に不幸になってしまうので、費用対効果の面からこうしたところを増やしていく、サポートしていくということは松本の子どもにとってすごく重要な部分です。

発達障害も専門的なサポートはもちろん重要ですが、子どもたちの持っている力が発揮できるようにする、自分自身の人生を切り開いていくかということは共通して言えることです。われわれは、専門家のところへどれだけ早くつなげていくかということも重要なことだと思いますが、子どもたちが持っている力が発揮される状況をつくっていくということも重要視しなければなりません。

それは、子ども同士の関係でも発揮される、子ども「たち」が持っている力というものはすごく大きいのです。そういう場所をどこまで作れるか、ということは学校にとってもすごく意味のあることだと思いますので、はぐルッポの取り組みというものは、きちんと位置づけることに意味があるのです。

【委員】

条例ができて、それを踏まえて事業を実施するという視点が、資料から見えてきません。はぐルッポやあがた児童センターは、子どもの権利条例が出来て進んできたということがわかりますが、それ以外の部分はなかなか見えてきません。

単なる行政の、「やっています」という表ではだめです。特に、こども育成課の資料で、そこが見えてこないのでは話にならないのではないかと思います。子どもの権利を踏まえて、どこを変えていきたいのか、その目標は何なのか、どこまでできているのか、出来ていない部分が多いのかということ。

子どもの意見表明などはどのようにやっていくのかと思っていました。難しさは良く分かりますが、それを踏まえて資料を作らないと、行政の事業発表会で終わってしまいます。数字だけを資料に載せるのではなく、これからどうしていきたいのかという視点をいれないと意味がないのではないかと思いますので発言しました。

【会長】

最初に発言したことは、そういうことです。実際に検証するときには、先ほど事務局が、口頭で説明してくれたように、どういう活動をして、どういう声があって、どういう成果があったかということがきちんとなければいけません。検証していくときには、全ての部署にそのように要求していきます。具体的にどの部分がどのように進展したのかというのを見るのがすごく重要です。数値で見えることは少ないので、子どもの権利でどのように進展したのか見ること、行政と委員会がお互いに作っていくことが大事です。

よろしいですか。では、次に福祉計画課から地区福祉ひろば子育て支援事業等についてお願いします。

《福祉計画課説明》

【会長】

いかがでしょうか。

【委員】

福祉ひろばの取り組み、地域の中での連携について発言します。

地域の中で民生委員、主任児童委員が関わり、子育て支援事業が、地域の中に拡大してきて、素晴らしいことだと思っています。つどいの広場も稼動していて、行く場所が増えたことはいいのですが、支援員さんは何年かごとに変わられてしまいます。すると、地域の特性とか子どもの状態について、新しく見えられた方は、何も知らないのです。地域で他にどんなことがなされているか、子育てサークルはどんなところがあるかということもご存じないのです。私の暮らす地区では、地域づくりを進める中で、地域の子育て支援事業一覧というものを独自で作りました。

それによって、親御さんにはもちろん、地域の人たちにも、地域でこのような子育て支援事業があるということを知っていただけるし、なにより、それぞれの場所にいる支援者が、「来週の何曜日は子育てサークルの活動日だからこの日は事業を外そう」とか、あるいは「ここと連携ができる」とかということが一目瞭然でわかって、長年課題と思っていたことが一つ解決できたと思っています。

松本市は地域づくりが進んでいるので、その中で、各地域で事業の連携を図り、情報が共有されると良いのではないのでしょうか。そこに幼稚園や保育園も関わると、なおのこと、早い段階から、小さいうちに必要な支援につながる親御さんが増えるのではないのでしょうか。

そこをどう進めていくのかということは、地域ごとに特性があると思うので難しいとは思いますが、期待したいと思います。

2点目です。

松本市の子育て支援の量は、ここ近年で充実してきたと思っています。素晴らしいと評価しています。でも、これからは、子どもの権利の視点に立って、質の問題になってきていると思います。

地域にいても、つどいの広場があり、福祉ひろばで何かやっていて、子育てサークルは一生懸命自分たちの活動をしています。すると、サービス過剰が目立っていて、それぞれのボランティアさんなり委員さんは一生懸命子どもたちのことを考えているけれども、そのことが、親としての力を、あるいは主体性を奪っていないかということをいろんなところで申し上げています。難しい問題で、国自体も預かり相談を重視しているなかで、支援のあり方、内容を考えるのは難しいですが、例えば、スリッパまで出してあげて、何か催しをやってくれて、おいしいものを食べさせてくれて、子どもは放っておいても面倒は見ってくれる、最後はお土産まで持たせて帰してくれる、みたいな支援の場が多くなっていると思います。昔は、そうした場がないから自分たちで苦勞して運営していたお母さんたちはどんどん減ってきて、自主的なサークルが減少しているのは、いろんな場所が増えたからで、すごい難しい問題だけれど、質の共有、親の主体性を育てる、子どもの権利に根ざした親のあり方を育むところにも、なお一層力を入れてほしいと願います。

【委員】

そのとおりで、私も子育て支援を実際にやっていますが、来るお母さんたちはお客様状態で、来れば全部そろっているという状態です。それは良くないと思います。今は、情報も得やすいので、「今日はこここの地区でこういうものがある」、「明日はここで」となると、そのお母さんたちはそういう子育て支援を回っているのです。携帯などで「あそこはよかった」とかなると、みんな来て、「あそこは良くない」というとさっといなくなる。

お母さん自身が、自分たちでやりたいことを計画して、民生委員や主任児童委員はお手伝い位でなければいけないと話しています。子育てでいっぱいいっぱいのお客様状態になることもあるかもしれない

が、元気なお母さんもいっぱいいると思うので、お母さんたちが自分たちで企画できるように自主的に活動できる力をつけていかなければいけないと思います。

【福祉計画課】

質の問題に関しては、福祉ひろば事業は、「お客様」「サービスを提供しているところではない」ということは原則として言っていますが、結果的にサービス提供になってしまっている部分もあります。

一方では、活動する場をしっかりと作らなくてはならないということがありますが、では、どうやってその子育て期にあるお母さんの主体性を育んでいくのか、ということは課題として確かにあります。

その中でいくと、庄内のやんちゃクラブというのは参加者が自主的に企画運営をしています。そこに地域の民生委員さんや主任児童委員さん、役員の皆さんが関わっているという運営方法です。そういう活動を他の地区へも広げていくことが、一つの解決策になるかと思います。

【会長】

いかに当事者にするかということで、手法の問題ではなく考え方の問題、親自身のエンパワメントの問題です。自分たちが取り組んだことによる達成度のほうが、圧倒的にエンパワメントがあるので、お客さんにとどまらない状況が作れると思います。連携といったときに、子どもの権利条例をもとに連携をしていこうという発想が基本的に必要になってきます。

親への支援は、最終的に子どもへ支援が届いて意味があることなので、子育て支援の場において、親の力をつけていくことが子どもへの支援になるという考え方、手法をとってもらえればと思います。

よろしいですか。次、公園緑地課から公園整備事業等についてお願いします。

《公園緑地課》

【会長】

子どもたちは、公園で遊んでいますか。

【公園緑地課】

アルプス公園、あがたの森、蚕糸記念公園などは親子で、大勢遊びに来ていますし、特にアルプス公園ではネイチャリングフェスタとか子どもまつりなど大きなイベントもあり、ドリームコースターや動物園があり、利用者は非常に多いです。

【会長】

子どもたちが遊んでいる公園は、159ある公園のうち、どういうところでしょうか。

そういう施設があるところが多くなるのは当然だと思いますが、通常の公園で子どもが遊んでいるところはどういうところなのか、という視点で公園を見たりすることはあるのでしょうか。

【公園緑地課】

特に公園の利用状況を確認することはありませんが、都市公園は都市公園法の中で誘致距離250メートルの徒歩圏内に設置する公園なので、半径にすると500メートル内の方が来る公園となります。

その範囲の中に子どもさんがいれば、子どもさんも来ます。

【会長】

公園を設置する担当部署としては、利用者の安心・安全をどうやって確保するかというのが最大のことでと思いますが、ある自治体は、地域で子どもたちの笑い声が見えないということで、子どもたちの意見を聞いて公園を作ったということもあります。

そういう視点で、公園緑地課でも検討がされれば、子どもの権利条例が出来たことが生きてくると思います、質問しました。

【公園緑地課】

今ある公園の遊具の整備については、公園施設長寿命化計画の中で、ほぼ同じものと交換していくという、安全基準は高めていきますが、維持管理が中心となります。しかし、新たなものを考えるときには、やはり、地元の町会長さんたちに意見を集めていただいて、当然その中には、子どもの意見も聞いて作るようにしています。

ただ、最近は「町内に子どもがいないので遊具は要らない」という意見もあります。新たに宅地造成をしたところでは、まだ子どもさんがいない世帯が多く、遊具よりも散歩できる公園がほしいという要望もあります。

【委員】

私の地区の公園は非常に多くの子どもたちが遊んでいます。ここは、遊具もあるし、芝生のサッカー場のようなところもあるし、水遊びができるところもあります。でも、作るときに子どもの意見は直接聞いていないと思います。子どもが集まってくる公園だからこそ、公民館などにアンケートをおいたりして、子どもの意見を聞いたほうがいいと思います。これから先、このような公園を維持していくためには、子どもの意見を取り入れて「どういう遊具がほしい」とか聞き取り調査をしてほしいと思います。

【公園緑地課】

なかなか、子どもと直接触れ合う機会が少なく、どちらかというと町会長さんと話をしてということが多いので、言われるように、子どもたちの意見をどのように集めていくかということは検討していかなくてはいけないと思います。

【委員】

育成会とか子どもが集まるときに聞くことはいくらでも出来ると思うので、ぜひ検討してください。

【会長】

よろしいですか。では、学校指導課から不登校児童生徒対策事業等についてお願いします。

《学校指導課説明》

【会長】

どうでしょうか。

【委員】

学校へ放課後に行って、ハイタッチして帰っても登校になる。そうすると不登校にならない。

学校へ行っても教室へは入れない、保健室や中間教室で苦しんでいるといった子どもたちも入れたらもっとすごい数になるのではないかと思う。そういう子の数は把握しているのでしょうか。

【学校指導課】

正確には相談室に何名とか、数の把握は出来ていないです。相当数いるということは、学校を訪問しながら見てきているので、実態として正確には把握していませんが、そういう状況にあるということは把握しています。

【会長】

よろしいですか。最後に生涯学習課からヤング日本語教室事業等についてお願いします。

《生涯学習課説明》

【会長】

いかがでしょうか。

【委員】

全体的なことで1点、発言します。すごく一生懸命やられているということがわかりました。

信大の学生ボランティアさんがいたり、各地区でいろいろな方が子育てに関わっていらっしゃるということ。支援事業をやっていくには、たくさんの大人の力が必要だし、子どもたちに寄り添っているということがわかりました。

これを進めていくのには、もっと、例えば「子どもの勉強ボランティア」とか「子どもの遊びボランティア募集」みたいな、子どもの権利の仲間を増やすような呼びかけをすとかはどうでしょうか。

地域ごとに学童とか児童センターとかありますが、職員さんたちはすごく大変だと思います。そういうところにボランティアさんが入る仕組みづくりがあるといいなと思います。

2点目は、不登校のことです。卒業シーズンですが、今年度、小6の子が中1に上がるときの小学校と中学校のスムーズな連携とか、そこで不登校になってしまう子どもたちを増やさないような取り組みをされているのかということをお聞きます。

【学校指導課】

今年度に限らず、前からやっていることですが、小中で連絡会というものがあります。そこは、単に、どういう学級編成にすとか、この子とこの子は一緒にしないほうがいいとか、そういうことではなくて、不登校の子がどれだけいて、その子の置かれている家庭環境がどうなっているか、などについても情報を共有化したり、今は何とか通学できているが、「もしかしたらあぶないな」「状況によっては不登校になってしまうかもしれない」というような子たちについても情報共有をしています。

当課には、不登校支援アドバイザーがいて学校訪問をしているので、学校へ行ったときに、中学校区の状況が分かります。なので、今度上がってくる子の中にはこういう子がいる、ということなどを綿密

に打ち合わせることができます。

【会長】

そういう役割をしている人は一人ですか？

【学校指導課】

一人です。

【会長】

いずれにしても、虐待にしても、いじめ・不登校にしても、ますます複雑化しています。「その家庭が」とか「その学校がしっかりすればいい」ということではなくなってきています。

松本市は、子どもの権利条例をつくって、まち全体でさまざまな取り組みをしていこうとしていますので、今回、年度末のかなり忙しいところで行政の皆さんにも集まっていただいたのは、委員会や市民の皆さんと、お互いにどういうことをやっていけば進んでいくのかということを考えていく議論をするためでした。

来年度は、実際にアンケートの結果も出ます。行政は事業評価をします。それが出来た頃に、この計画がどのように推進されているのか検証する委員会を開きたいと思います。

今年度は、「こうやるとより進む」ということを一緒に考えてきました。次年度からは、実際に進めている事業に対して、「もっとこういう視点がないと進まないのではないか」という検証、単に私たちの意見というだけでなく、実際のデータなども見ながら検証していくことによって、より計画が推進できるようにしていきたいと思います。

予定の時間を越えていて申し訳ありませんが、居場所というのはとても重要なことなので委員会の時間をとりました。

【委員】

検証のときでいいのですが、障害のあるお子さんの放課後預かりについて報告がほしいです。民間も含めて、われわれも関わるがあるので。

【会長】

そういう実態も掴んでいくことは大事なことです。それでは議事を終了して、事務局へお返しします。

【課長】

ありがとうございました。今年度は4回、新しい委員さんになってから3回委員会を開催しました。議論いただいたことについては、庁内で会議を行い、早速活かせるものは活かしていくようにします。

また、新年度については、本格的な検証となりますが、子どもの権利条例に基づいた観点でというご指摘をいただいていますので、そうした議論ができるようにしてまいります。

本日はありがとうございました。